

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

自衛隊に求められる多様な活動を適時適切に行っていくため、自衛隊の活動を支える人的基盤を一層強化していくことが重要であり、防衛力を支える自衛官については、装備品の高度化や任務の国際化等に対応できる知識・技能・経験等を豊富に備えた人材の一層の有効活用を図る必要があることから、若年定年制自衛官の定年年齢を引き上げるため、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）について、所要の改正を行う。

若年定年制自衛官については、令和4年12月に策定された国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「精強性にも配慮しつつ、定年年齢を更に引き上げる」などとされていることから、令和5年度に1尉から1曹までの定年年齢の引上げを実施したところ、令和6年度に今般の改正を行うものである。

2 改正の概要

1佐の階級にある自衛官の定年を年齢57年から年齢58年に、2佐及び3佐の階級にある自衛官の定年を年齢56年から年齢57年に、2曹及び3曹の階級にある自衛官の定年を年齢54年から年齢55年に、それぞれ引き上げる。（別表第9関係）

3 施行期日

令和6年9月30日